



平成 19 年 9 月 4 日

各 位

会 社 名 小野建株式会社
代表者名 代表取締役社長 小野 建
コード番号 7414 東証第一部・福証
本社所在地 大分県大分市大字鶴崎 1995 番地の 1
問い合わせ先 取締役管理統括本部長 小野 信介
Tel 093-561-0036

2011 年満期円貨建轉換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

平成 19 年 9 月 4 日開催の当社取締役会において、2011 年満期円貨建轉換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

【円貨建轉換社債型新株予約権付社債の発行の背景】

当社の属する鉄鋼流通業界は、販売力・財務力などの差異により企業間格差は拡大傾向となっており、スピード感のある積極的な事業展開が重要課題であります。当社といたしましても、中期経営計画（平成 20 年 3 月期～平成 22 年 3 月期）における基本事業戦略である「販売エリアの拡大」「販売シェアの向上」に取り組んでおり、「大型ストックヤード保有による多品種構成のスーパーマーケット型事業展開」を推進するため、福岡支店の拡大移転、ならびに仙台営業所に東北エリアで初めてとなるストックヤードを新設いたしました。

福岡支店においては、九州エリアにおけるマザーヤードとして、在庫能力を従来約 2 倍に増強することにより、多品種品揃え・ジャストインタイムでの納期対応等、今まで以上の利便性を発揮することが可能になると考えております。

仙台営業所においては、東京支店浦安センターとの連携をはかることにより、東北エリアはもとより、東日本エリア全体での拡販を目指しております。

これら事業拡大に伴う資金需要に対応するため、本新株予約権付社債の発行を決定いたしました。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債発行による手取概算額 5,004,000 千円については、今後のエリア展開における設備投資資金及び福岡・仙台における設備投資のために調達した短期借入金の返済に充当する予定です。

【円貨建轉換社債型新株予約権付社債を選択した理由】

当社は、今後予想される中長期的な金利の上昇局面において、金利コストの最小化と金融収支の改善を図りながら、既存の株主に配慮した形態となる資金調達手段の検討を慎重に進めてまいりました。

その結果、時価を上回る基準で轉換価額が設定され、かつゼロクーポンでの発行となる本新株予約権付社債が最適な資金調達手段であると判断いたしました。

ご注意：この文書は、当社が 2011 年満期円貨建轉換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては、国内における本新株予約権付社債の募集は行われません。また、米国における本新株予約権付社債の募集も行われません。

記

1. 種類

2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権付社債の券面の様式及び数量

無記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）1,000枚（各本新株予約権付社債につき1枚の本新株予約権付社債券を発行する）。但し、本新株予約権付社債券が発行されるまで、本新株予約権付社債の総額を表章する包括社債券1枚を発行する。なお、本新株予約権付社債の所持人は、本新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

3. 代替新株予約権付社債券の発行

将来、本新株予約権付社債券の毀損、汚損、紛失、盗難又は滅失の場合に、本新株予約権付社債の所持人が費用を負担し、当社及び Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. が要求する証明及び補償等を条件として代替新株予約権付社債券を発行することがある。

4. 各本社債の額面金額

5,000,000円。なお、上記2.記載の包括社債券の場合は、当該包括社債券が表章する本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額とする。

5. 本社債の総額

5,000,000,000円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額との合計額

6. 本社債の利率

本社債には利息を付さない。

7. 担保又は保証

本社債は担保又は保証を付さないで発行される。

8. 本新株予約権付社債の発行及び募集の方法

(1) 募集の方法

幹事会社である Mizuho International plc, London, Zurich Branch の総額買取引受けにより行うスイス連邦を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは2007年9月5日の午前8時（日本時間）までに行われるものとする。

(2) 各本社債の払込金額

本社債の額面金額の100.5%

(3) 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の103%

(4) 払込期日及び発行日

2007年9月20日（スイス時間。以下別段の表示がない限り同じ。）

(5) 発行場所

スイス連邦チューリッヒ市

9. 本社債の償還方法及び期限等

(1) 満期償還

2011年9月20日に本社債の額面金額の100%の価額で償還する。

(2) 繰上償還

① 130%コールオプション条項による繰上償還

当社普通株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における普通取引の終値が、20連続取引日（終値のない日を除く。）にわたり、各当該取引日に有効な転換価額（下記13.(5)に定める。）の130%以上であった場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、当該20連続取引日の末日から30日以内に、繰上償還期日に先立つ30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、2010年9月21日以降、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面

ご注意：この文書は、当社が2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては、国内における本新株予約権付社債の募集は行われません。また、米国における本新株予約権付社債の募集も行われません。

金額の100%の価額で繰上償還することができる。

② 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記15.(1)記載の追加額の支払義務を負うこと、又は本新株予約権付社債の次の支払の際にそのような追加額の支払義務を負うであろうことを Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. に了解させた場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、繰上償還期日に先立つ30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、2007年9月20日以降、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

③ 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が生じたが、(a)その時点において（法律の公的又は司法上の解釈を考慮した結果）下記13.(12)①記載の措置を講ずることが法律上不可能である場合、(b)承継会社等（下記13.(12)①に定義する。）が、当該組織再編等の効力発生日において、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が Mizuho International plc, London, Zurich Branch に対して交付した場合又は(c)その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の条件を満たす場合には、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、繰上償還期日に先立つ14東京営業日（以下に定義する。）以上前の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）を、本新株予約権付社債の要項に定める算定方法に従って算出された価額にて、繰上償還するものとする。なお、当該算定方法に従って算出される償還金額の最低額は、本社債の額面金額の100%とし、最高額は、本社債の額面金額の160%とする（但し、2008年9月19日から2011年9月19日までの間に償還日が設定された場合には、償還金額は、本社債の額面金額の100%とする。）。かかる算定方法の詳細は、当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、下記13.(5)②記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、(i)合併事由（以下に定義する。）、(ii)資産譲渡事由（以下に定義する。）、(iii)会社分割事由（以下に定義する。）、(iv)持株会社事由（以下に定義する。）及び(v)本社債及び／又は本新株予約権に基づく義務が他者に移転又は承継されることを予定して行われる日本法に基づくその他の会社再編手続をいう（以下同じ）。

「合併事由」は、新設合併又は当社が存続会社とならない吸収合併で、当該合併が当社の株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会）で承認された場合をいう（以下同じ）。

「資産譲渡事由」は、本新株予約権付社債に基づく当社の義務がその条件に従って相手先に移転又は承継される当社の財産の全部又はこれと同視しうる財産の売却又は移転をいう。

「会社分割事由」は、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に対して移転又は承継される当社の新設分割又は吸収分割で、当該会社分割が当社の株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会）で承認された場合をいう。

「持株会社事由」は、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転で、当該株式交換又は株式移転が当社の株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会）で承認された場合をいう（以下同じ）。

「東京営業日」は、銀行が東京において営業を行なっている日（土曜日、日曜日、東京において祝祭日と定められた日及び銀行が法令によって東京において営業を行わないよう義務付けられ、又は営業を行わないことができると定められた日を除く。）をいう（以下同じ）。

④ 上場廃止による繰上償還

(i)証券取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、証券取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けにより当社普通株式を取得した結果、(a)東京証券取引所、又は(b)当該時点において当社普通株式が東京証券取引所に上場していない場合には、当社普通株式が当該時点で上場し、又は取引されている日本における主要な証券取引所若しくは証券市場において、当社普通株式の上場が廃止され又は取引が停止される可能性

ご注意：この文書は、当社が2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては、国内における本新株予約権付社債の募集は行われません。また、米国における本新株予約権付社債の募集も行われません。

があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv) 公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から14東京営業日目以降30東京営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記③記載の償還の場合に準ずる算定方法によって算出される価額（その最低額は、本社債の額面金額の100%とし、最高額は、本社債の額面金額の160%とする（但し、2008年9月19日から2011年9月19日までの間に償還日が設定された場合には、償還金額は、本社債の額面金額の100%とする。）。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本④に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該取得日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、当該60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から14東京営業日目以降30東京営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が上記③及び本④の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記③の手続が適用されるものとする。

⑤ クリーンアップコール条項による繰上償還

本項の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、当初発行された本社債の額面総額の90%以上について、本新株予約権の行使及び／又は、買入消却が行われた場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、繰上償還期日に先立つ30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、2007年9月20日以降2011年9月19日までの間、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

(3) 買入消却

当社及び／又はその子会社は、適用法令に従い、Mizuho International plc, London, Zurich Branch を通じて、随時本新株予約権付社債をいかなる価格においても買い入れることができ、また、これを保有し、又は譲渡することもできる。また、当社及びその子会社は、買い入れた本新株予約権付社債を、消却のため Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. に引き渡すことができる。この場合、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. は、直ちに引き渡された本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。

(4) 本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、2009年8月24日以降2009年9月8日までに償還請求通知書にその所持する本新株予約権付社債を付して Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. に預託することにより、2009年9月18日に、本社債の額面金額の100%の価額で当該本社債を償還することを当社に対して請求することができる。

(5) 債務不履行等による強制償還

本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失に関する通知を行ったときには、当社は、原則として、当該通知を受領した後15日後に、本社債につき期限の利益を失い、残存する本社債の全部について、その額面金額で、償還しなければならない。

10. 本社債の利息支払の方法及び期限

該当事項なし。

11. 本新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使受付代理人

ご注意：この文書は、当社が2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては、国内における本新株予約権付社債の募集は行われません。また、米国における本新株予約権付社債の募集も行われません。

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. (主支払・新株予約権行使受付代理人)

12. 償還場所

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. の本店

13. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

① 種類

当社普通株式

② 数

本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(5)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 本新株予約権の総数

1,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を5,000,000円で除した個数との合計数

(3) 本社債に付する本新株予約権の数

本社債に付する本新株予約権の数は、本社債の額面金額5,000,000円につき1個とする。

(4) 本新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

① 各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

② 転換価額は、当初、当社の代表取締役社長が、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債券の条件決定日の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.225を乗じた額を下回ってはならない。

③ 転換価額は、本新株予約権付社債券の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、本新株予約権付社債券の要項に定める一定の場合を除き、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{発行又は} \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株あたり} \\ \text{の払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} \\ \text{+} \\ \text{発行又は処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{時価} \end{array}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他本新株予約権付社債券の要項に定める一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

④ 2008年9月5日及び2009年9月4日(いずれも日本時間。以下、それぞれ「決定日」という。)まで(それぞれ当日を含む。)の20連続取引日の当社普通株式の終値の平均値で1円未満を切り上げた金額が当該決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合、転換価額は、それぞれ、2008年9月19日及び2009年9月18日(いずれも日本時間。以下、それぞれ「修正日」という。)以降(それぞれ当日を含む。)、上記の計算方法による終値の平均値に下方修正される。なお、かかる修正転換価額は、当該決定日(当日を含まない。)から当該修正日(当日を含む。)までの期間に上記③に従いなされた調整(以下「中間調整」という。)に服する。但し、いずれの場合も、算出の結果、修正転換価額が第1回目の決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合には、修正転換価額は第1回目の決定日に有効な転換価額(但し、中間調整及び第2回目の決定日の修正については第1回目の修正日(当日を含まない。)から第2回目の決定日(当日

ご注意：この文書は、当社が2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては、国内における本新株予約権付社債の募集は行われません。また、米国における本新株予約権付社債の募集も行われません。

を含む。)までの調整に服する。)の80%に当たる金額で1円未満を切り上げた金額とする。

- (6) 本新株予約権の割当日
2007年9月20日
- (7) 本新株予約権の行使期間
2007年10月4日から2011年9月6日(いずれもルクセンブルグ時間)までとする。但し、(i)上記9.(2)及び(4)記載の本社債の繰上償還がなされる場合は、繰上償還期日の5営業日前の日まで、(ii)上記9.(3)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本新株予約権付社債のMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.への引渡しが行われる時点まで、また、(iii)上記9.(5)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2011年9月6日より後に本新株予約権を行使することはできない。また、本新株予約権が組織再編等の効力発生日の1ヶ月前から当該効力発生日の14日目までの期間において行使された場合には、本新株予約権の行使により交付可能であったはずの当社普通株式に係る株券は交付されない。但し、当社は、本新株予約権を行使した本新株予約権付社債の所持人に対し、組織再編等の効力発生日後、可及的速やかに当社普通株式に係る株券を交付する。
- (8) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
- (9) 本新株予約権の行使の効力
Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、かつ、その他の行使請求に必要な条件が充足された日の午後11時59分(ルクセンブルグ時間)の直前(日本時間では翌暦日)に、本新株予約権の行使の請求があったものとみなされ、本新株予約権の行使の効力が発生する。
- (10) 本新株予約権の行使により発生する単元未満株式の買取
本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、当社は会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
- (11) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (12) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付及びその条件
- ① 当社が組織再編等を行う場合、(i)その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上実行可能であり、(ii)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、さらにMizuho International plc, London, Zurich Branchが既に合意しているか又は合意できる場合であり、かつ(iii)その取引全体との関係において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等(以下に定義する。)に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社等をして、本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせる最善の努力をしなければならない。また、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本①記載の当社の努力義務は、当社がMizuho International plc, London, Zurich Branchに対して上記9.(2)③(b)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- ② 上記①の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
- (a) 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有

ご注意：この文書は、当社が2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては、国内における本新株予約権付社債の募集は行われません。また、米国における本新株予約権付社債の募集も行われません。

する本新株予約権の数と同一の数とする。

(b) 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(c) 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記(5)③の調整及び上記(5)④の修正とほぼ同様の調整及び修正に服する。

a. 合併事由又は持株会社事由の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して、承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合には、当該証券又は財産の公正市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除することにより算出される数の承継会社等の普通株式を併せて受領できるようにする。

b. 当社が、組織再編等を行った場合（合併事由又は持株会社事由を含む。但し、合併事由又は持株会社事由の場合には、当社及び承継会社等は、その単独の裁量により、上記 a 又は本 b のうちいずれが適用されるかを選択する事ができる。選択をしなかった場合には、上記 a が適用される。）、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が享受できていたであろう経済利益と同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受けられるように、転換価額を定める。

(d) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。

(e) 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日又は上記①に記載される措置の効力発生日のうちどちらか遅く到来する日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(f) その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(g) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(h) 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

(i) その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は、社債と分離して譲渡できない。

14. 準拠法

スイス法

15. 特約

(1) 追加額の支払

ご注意：この文書は、当社が 2011 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては、国内における本新株予約権付社債の募集は行われません。また、米国における本新株予約権付社債の募集も行われません。

本社債に関する支払につき、現在又は将来の日本国又は日本国内の課税当局による、又はこれらの者のために課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合には、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払金額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(2) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社は、(イ)現在又は将来の外債(以下に定義する。)に関する支払、(ロ)外債に関する保証に基づく支払又は(ハ)外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社の現在又は将来の財産又は収益のいずれかにいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定しないものとする。但し、(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同様の担保を本新株予約権付社債にも同時に付す場合又は(b) Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. がかかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と少なくとも同程度の利益をもたらすと判断するその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも付す場合若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されたその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、日本法上「社債」として分類される社債、ディベンチャー、ノートの形式を取り、又はそれらに表章される期間 1 年超の当社又はその他の者の債務のうち、(i)外貨払の証券又は円貨建でその額面総額の過半が当社又はその他の者により若しくは当社又はその他の者の承認を得て当初日本国外で募集又は販売される証券であつて、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

16. 上場

該当事項なし。

17. 安定操作取引

該当事項なし。

【ご参考】

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

手取概算額 5,004,000 千円については、今後のエリア展開における設備投資資金及び福岡・仙台における設備投資のために調達した短期借入金の返済に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 今回調達資金による会社収益への影響

短期的には、借入金の減少により、支払利息が減少する見込みであり、中長期的には、九州・東北それぞれの鍵となるエリアにおいて在庫能力を増強することにより、当社全体の販売数量の増加に大きく寄与し、収益向上への効果を発揮するものと考えております。

また、本新株予約権付社債はゼロクーポンで発行されるため、新たな金利負担は発生しません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、経営環境がめまぐるしく変化するなかで、財務体質の強化による信用力の向上をはかってまいりましたが、今後につきましても内部留保の充実による企業体質の強化をはかりつつ、安定かつ高い水準の利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

ご注意：この文書は、当社が 2011 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては、国内における本新株予約権付社債の募集は行われません。また、米国における本新株予約権付社債の募集も行われません。

株主配当は配当性向 30%を目安に、経営環境の変化等を踏まえ、各営業年度における業績の推移や財務体質強化の観点等を総合的に勘案し配当金額を決定しております。

(3) 内部留保資金の使途

物流システムの効率化を図るためストックヤードの拡大や新しい拠点施設の整備のためにあてるほか、今後の景気動向に柔軟に対処し、利益の向上をはかれる体制づくりなどに有効に利用し、結果として株主の方々へのさらなる利益還元を積極的に行ってまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

(単体)	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
1 株当たり当期純利益 (円)	196.89	118.56	114.92
1 株当たり配当金 (円) (うち 1 株当たり中間配当金)	45.00 (15.00)	35.00 (15.00)	35.00 (15.00)
実績配当性向 (%)	22.9	29.5	30.5
自己資本当期利益率 (%)	11.9	6.6	6.2
純資産配当率 (%)	2.7	2.0	1.9

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は、決算期末の当期純利益を期中平均株式総数で除した数値であります。
 2. 自己資本当期利益率は、平成 17 年 3 月期及び平成 18 年 3 月期については、当該決算期間の当期純利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であり、平成 19 年 3 月期については、当該決算期間の当期純利益を純資産（期首の純資産の部合計と期末の純資産の部合計の平均）で除した数値であります。
 3. 純資産配当率は、1 株当たりの年間配当金総額を 1 株当たりの純資産（期首 1 株当たりの純資産と期末 1 株当たりの純資産の平均）で除した数値であります。
 4. 平成 17 年 3 月期の 1 株当たり配当金には、東京証券取引所第一部銘柄指定記念配当 10 円を含んでおります。

3. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

(3) 過去のエクイティファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティファイナンス

第三者割当（新株予約権）	
発行日	平成 18 年 1 月 5 日
払込総額（累計）	2,310,542,000 円

(注) 未行使分の新株予約権については、平成 18 年 8 月 31 日をもって取得・消却しております。

② 過去3決算期間及び直前の株価の推移

	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期
始 値	1,000 円	1,668 円	1,868 円	1,690 円
高 値	1,894 円	2,160 円	1,932 円	1,915 円
安 値	995 円	1,435 円	1,221 円	1,360 円
終 値	1,670 円	1,852 円	1,686 円	1,682 円
株価収益率	8.5 倍	15.6 倍	14.7 倍	— 倍

- (注) 1. 平成 20 年 3 月期株価については、平成 19 年 9 月 3 日現在で表示しております。
 2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり当期純利益(単体)で除した数値であります。

(4) その他

ご注意：この文書は、当社が 2011 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては、国内における本新株予約権付社債の募集は行われません。また、米国における本新株予約権付社債の募集も行われません。

該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社が 2011 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては、国内における本新株予約権付社債の募集は行われません。また、米国における本新株予約権付社債の募集も行われません。